

令和8年度の学校給食費について（御案内）

1 学校給食費の改定と保護者負担額

令和8年4月からの中学校の学校給食費を、食材費相当の金額として、1食当たり385円とします。

ただし、令和8年度については、国の交付金を活用し、引き続き保護者負担額を285円に据え置きます。

令和8年度の給食費と保護者負担額 ※1食当たり

給食費 (A)	市負担額 (B)	保護者負担額 (A-B)
385円 (前年度比 +35円)	100円	285円

※ P T A等による給食試食会に保護者の方が参加された場合は、本来の学校給食費（中学校385円）を負担していただきます。

2 中学校に通う生徒が2人以上いる世帯への支援

市立中学校に同時に通う生徒が2人以上いる世帯について、2人目以降の給食費を無償にします。

< 2人目が無償になる例 >

中学3年生



285円

中学1年生



無償

保護者負担額（1食あたり）

【留意事項】

- ・保護者からの申請手続きは必要ありません。
※ 毎月、市で対象となる生徒を確認します。
- ・次の生徒は対象になりません。
 - ① 春日井市立以外（県立、私立等）の中学校に通う生徒
 - ② 海外在住等で、一時的に春日井市立中学校に通う生徒（体験入学）

問い合わせ先 春日井市教育委員会 学校給食課
電話 0568-85-6341